

5 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、社会保険審査官及び社会保険審査会法に基づき、地方厚生(支)局に設置されており、厚生労働大臣から任命された独立した機関です。

社会保険審査官は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び国民年金法等による処分(原処分)を受けた者からの不服申立てについて審理を行い、申立てを認める「容認」、申立てを認めない「棄却」又は要件を欠く申立てと判断する「却下」の決定を行っています。

社会保険審査官の決定後も、なお原処分に不服があるときは、厚生労働省社会保険審査会に対する再審査請求、又は地方裁判所への提起をすることができる制度になっています。

② 実績(平成29年度)

- ・審査請求事件取扱状況(平成29年4月～平成30年3月)

(単位:件)

	前年度 繰越 件数	受付 件数	受付計	移送	取下	却下	容認	棄却	処理計	翌年度 繰越 件数
健康保険	2	25	27	1	1	1	1	18	22	5
船員保険	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
厚生年金保険	32	142	174	0	20	7	20	78	125	49
国民年金	44	243	287	2	24	9	21	134	190	97
計	78	411	489	3	45	17	42	231	338	151

(注1) 「移送」とは、管轄違いにより他の厚生局へ移送したもののこと

(注2) 「取下」とは、審査請求後に保険者が処分を変更した等の理由により請求人が審査請求を取り下げたもののこと

(注3) 「却下」とは、法定請求期間経過等、所要の要件を具備しない審査請求に対し、当該請求を受理できないと判断した決定のこと

(注4) 「容認」とは、請求人の審査請求を認め、原処分を取り消すと判断した決定のこと

(注5) 「棄却」とは、請求人の審査請求を認めず、原処分は適正と判断した決定のこと

審査請求事件取扱状況内訳(平成29年度)

(単位:件)

		平成 29 年									平成 30 年			年度計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
受付 件数	前月からの繰越件数	78	78	92	94	95	90	103	119	118	130	141	155	78
	各月の受付件数	28	27	23	31	26	30	46	29	45	42	48	36	411
	計	106	105	115	125	121	120	149	148	163	172	189	191	489
移送件数		0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3
取下件数		3	1	0	2	5	5	7	1	6	1	7	7	45
決定件数		25	12	20	28	26	12	23	28	27	30	26	33	290
却下件数		1	2	1	1	3	0	2	2	1	1	0	3	17
容認件数		6	3	9	7	5	0	2	2	3	3	0	2	42
健 健保給付		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
国 障害給付		5	3	5	2	1	0	1	1	1	1	0	1	21
厚 障害給付		1	0	2	5	3	0	1	1	2	2	0	1	18
その他		0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
棄却件数		18	7	10	20	18	12	19	24	23	26	26	28	231
国 老齢給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害給付		11	3	4	11	12	5	9	10	6	14	17	19	121
死亡一時金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料		0	0	0	1	1	0	5	0	1	0	0	0	8
遺族給付		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他		0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	0	0	4
厚 老齢給付		1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	6
障害給付		4	4	4	7	3	5	2	10	7	7	5	7	65
遺族給付		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3
その他		0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	0	0	4
健 被保険者資格		0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
標準報酬		0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
療養の給付		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
療養費		0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
傷病手当		2	0	0	1	0	1	1	0	3	1	1	1	11
その他		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
船 その他		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
翌月への繰越件数		78	92	94	95	90	103	119	118	130	141	155	151	151

(注)「年度計」欄の「前月からの繰越件数」、「翌月への繰越件数」は、それぞれ「前年度からの繰越件数」、「翌年度への繰越件数」です。

繰越 件数 の内 訳	受付からの 経過日数	平成 29 年									平成 30 年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
60日以内		53	57	49	53	53	54	75	75	73	88	93	84
61日～6ヶ月未満		24	30	42	38	34	45	42	40	54	51	59	62
6ヶ月以上		1	5	3	4	3	4	2	3	3	2	3	5

受付件数の推移	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		387	433	620	708	623	6,253	716	635	421